

「岐阜県青少年育成審議会」委員を募集しています

県では、「岐阜県青少年健全育成条例」に基づき、青少年の健全育成に関する総合的な施策や健全な青少年を育むための社会環境づくりについて調査審議する「岐阜県青少年育成審議会」を設置しております。

本審議会委員20名のうち1名を公募により選任しており、下記のとおり募集いたします。

◇ 募集人数

1名

◇ 委員の任務等

- ・年1～3回開催される審議会や、随時開催される部会に出席し、議題に関する意見・提言等を述べていただきます。
- ・会議は平日に岐阜市（県庁付近）において開催します。（所要時間2時間程度）
- ・ウェブ会議で行う場合があります。
- ・出席者には、県の規定に基づき報酬及び旅費をお支払いします。

◇ 任 期

令和7年5月1日から令和9年4月30日まで

◇ 応募資格

令和7年5月1日現在で満18歳以上、かつ、県内に居住又は通勤、通学している方
※ただし、国、地方公共団体の議員及び常勤の公務員は除きます。
また、ウェブ方式の会議に参加できること。

◇ 応募方法

次の書類を、下記応募受付期間内に郵送、FAX、電子メール又は持参により提出してください。

①応募書（所定書式：このチラシの裏面）

②「青少年が夢や目標を持ち、健やかに成長できる社会の実現についての提言」をテーマとしたレポート（自由書式で800字以内）

※応募書及びレポートはお返ししませんのでご了承ください。

※記入いただいた個人情報本公募の目的以外には使用いたしません。

※応募書等を受理しましたら、その旨ご連絡します。提出してから1週間以内に連絡がない場合は、お問合せください。

◇ 応募受付期間

令和7年3月3日（月）から令和7年3月31日（月）まで（当日消印有効）

◇ 選任時期、方法等

- ・提出いただいたレポート等を審査し、4月中旬に委員を決定します（面接は行いません）。
- ・結果は全員にお知らせするとともに、委員に選任された方の氏名は岐阜県庁ホームページにおいて公表します。

◇ 応募先、問い合わせ先

〒500-8570（専用郵便番号につき住所記載不要）

岐阜県庁内 岐阜県環境生活部私学振興・青少年課 青少年係

電 話：058-272-1111（内線3039）

FAX：058-278-2612

電子メール：c11151@pref.gifu.lg.jp

※ 電子メールで提出する場合は、件名を「青少年育成審議会委員応募」としてください。

◇ その他

岐阜県青少年育成審議会の概要や応募書書式は、以下のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/98984.html>

トップ>メニュー>教育・文化・スポーツ・青少年>青少年育成>青少年育成審議会の委員を公募します